

名張市差別撤廃審議会規則

平成11年10月5日
規則第38号

(設置)

第1条 名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例(平成7年条例第15号)第9条の規定に基づき、人権施策の総合的な推進に関する基本的事項を市長の諮問に応じて調査及び審議するため、名張市差別撤廃審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時の要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域環境部人権・男女共同参画推進室において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年6月20日規則第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第23号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月28日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。